

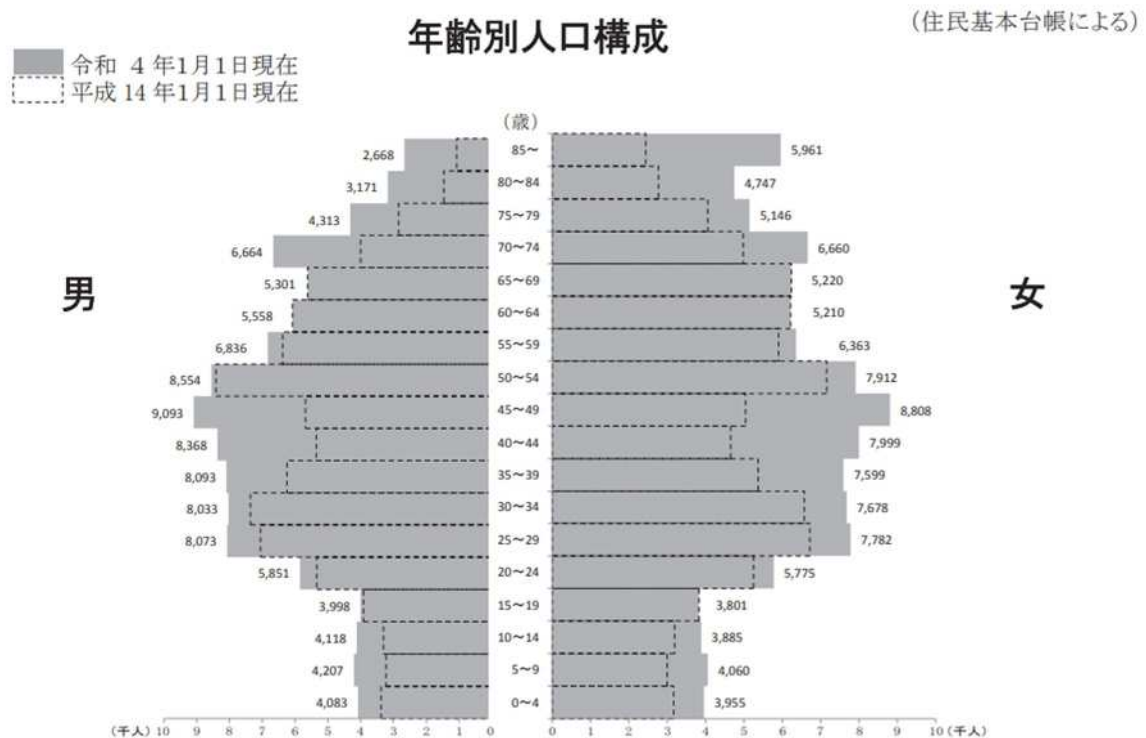
導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

荒川区は東京 23 区の東北部に位置しており、総面積は 10.16 km²、東西に長く隅田川が区の北部から東部に沿って流れ、南千住、荒川、町屋、東尾久、西尾久、東日暮里、西日暮里の各地域がある。

人口は 21 万 5,000 人を超え、総世帯数は 11 万 8,000 世帯を超えている。荒川区の人口ピラミッド(下図)を比較すると、この 20 年間で 60 歳代以上は増加し、ピラミッドを支える台の部分の 20 歳代以下の人口が少ないことがわかる。人口総数に占める割合も、65 歳以上の人口 23.1%(20 年前 20.5%)、15 歳未満の人口 11.3%(20 年前 11.1%)となっており、年少人口の変化は少ないものの老年人口が増加しており、少子高齢化が進行していることを示している。



荒川区の中心的産業は、製造業、卸売業・小売業である。特に製造業は、基幹業種（自転車・家具・重化学）の移転・廃業などで事業所数は減少しているものの、全事業所に占める割合は約 19%と全国平均の 9%を大きく上回っており、依然として印刷・金属加工・皮革等を中心とした製造業が活発な地域である。各地域における事業所数に大きな偏りはなく、区内全域に渡って事業所が存在しているといえる。従業者数は、20 名未満の事業所が全事業所に占める割合が 91%であり、大半が小規模事業者である。

荒川区では、荒川区産業振興基本条例を定め、区内産業の発展、地域経済の活性化及び雇用の創出を促進し、もって区民生活の向上と活力ある地域社会の実現を図るため、各種の施策を実施してきた。令和3年度に実施した「荒川区モノづくりセンサス」によると、製造事業者が挙げる主な課題は設備更新、営業力強化、独自性のある製品・サービス開発、従業員育成となっていることから、生産性の高い設備の導入及び更新の促進を通じてこれらの課題に対応し、荒川区の産業振興の充実を図っていくことが必要である。

(2) 目標

先端設備等の導入による生産性向上を促進し、区内産業の発展、地域経済の活性化を目指す。

これらの実現に向けて、計画期間中に40件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

荒川区の産業は、製造業、卸売・小売業、宿泊業、飲食サービス業と多岐に渡り、これらの業種で広く生産性の向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

荒川区の産業は、駅周辺エリア、住宅エリア、台地エリアと広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、区内全域とする。

(2) 対象業種・事業

荒川区の産業は、製造業、卸売・小売業、宿泊業、飲食サービス業と多岐に渡り、多様な業種が荒川区の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種・事業は、全業種・全事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定に配慮するため、人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・健全な地域経済の発展に配慮するため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・都民税及び区民税を滞納している者は対象としない。
- ・先端設備等導入計画を認定した事業者の進捗状況について、調査を実施することがある。